

大阪府最低賃金

時間額

909

円

平成29年9月30日から

使用者も、労働者も必ず確認。



賃金引上げを応援します！

・業務改善助成金のご案内（平成29年度）（中小企業向け）

生産性向上のための設備投資などを行い、事業場内最低賃金を一定額以上上げた場合その設備投資などにかかった費用の一部の助成を受けることができる制度です。

生産性向上のための設備投資の例

小売業で在庫管理システムを導入し、バーコード読取でリアルタイムに在庫状況が分かるようになったため、管理表作成に要する時間が省略できた

飲食店でレイアウト変更を行い、店員とお客様の動線が分かれ業務が効率化された

パン製造販売業で大型の窯を導入し、一度に焼き上げられるパンの数が増えて焼き上げに要する時間が短くなった

詳しくは大阪労働局雇用環境・均等部企画課助成金第一係（電話06 - 6941 - 4630）または厚生労働省ホームページまで。

業務改善助成金

検索



・キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）のご案内

（中小企業以外も利用可能）

全て又は一部の有期契約労働者等の基本給の賃金規定等を改定し、2%以上増額した場合に助成を受けることができる制度です。

詳しくは、大阪労働局助成金センター（電話06-7669-8900）におたずねください。

最低賃金についてご不明の点がありましたら 大阪労働局労働基準部賃金課（電話06-6949-6502）または 最寄りの労働基準監督署へお問い合わせください。

最低賃金との比較方法

前提条件:平成29年9月30日改定
大阪府最低賃金1時間当たり909円

賃金の支払われ方が、

- 1 時間給制の場合 時間給 最低賃金額
 - 2 日給制の場合 日給 ÷ 1日の所定労働時間 最低賃金額
 - 3 月給制の場合 月給額 ÷ 年平均1か月所定労働時間 最低賃金額
 - 4 請負給の場合 賃金算定期間(賃金締切期間)について支払われた(出来高払制) 請負給の総額 ÷ その期間の総労働時間 最低賃金額
- 1～4が混在する場合 それぞれについて1時間当たりの金額を算出し、それを合計した額と最低賃金額と比較します。

月給制の場合の換算例

【例】年間所定労働日数252日、所定労働時間毎日8時間、月給152,600円の方は、上記3の計算式にあてはめて、年平均1か月所定労働時間数は、

・8時間×252日÷12か月＝168時間

・152,600円÷168時間＝908.33.....円<909円

したがって、この場合は大阪府最低賃金額を下回り、最低賃金法に違反することになります。

次の賃金を除いて最低賃金額以上とすることが必要です。

- ・精皆勤手当、通勤手当、家族手当
- ・1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(ボーナスなど)
- ・臨時に支払われる賃金(結婚手当など)
- ・時間外・深夜労働及び休日労働に対する賃金

最低賃金額を下回る場合は罰せられることがあります。

大阪労働局では、最低賃金を含めた各種情報をホームページに掲載しています。

URL <http://osaka-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/>

または、

大阪労働局 最賃

検索

平成29年度

中小企業等事業主向けワン・ストップ無料相談

支援事業として、最低賃金の引上げにより影響を受ける中小企業等事業主の皆様の経営課題や労務管理のご相談窓口を設けております。

ご相談の内容によっては、専門家の派遣も行っております。

大阪府最低賃金総合相談支援センター

(受付:月曜日～金曜日 9時～17時)

〒530-0051 大阪市北区太融寺町5-15 梅田イーストビル4階

TEL:0120-570-937

FAX:06-6585-0946

MAIL:chingin_osaka@mb.langate.co.jp

WEB :<http://www.langate.co.jp/onestop>